

日南町空き家情報活用制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日南町における空き家の有効利用と定住人口の増加を図るため、空き家情報活用制度について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次のとおり用語の定義を定める。

(1) 空き家情報活用制度

日南町内の空き家（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）に関する情報及び日南町への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する登録を通して、空き家の所有者等及び利用希望者に対して斡旋を行う制度をいう。

(2) 所有者等

当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃借を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 斡旋

空き家及び空き家利用希望者に関する情報で、所有者等及び空き家利用希望者に有用な情報等を提供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報活用制度以外の空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報活用制度による空き家の登録を行う所有者等は、日南町空き家情報登録申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、日南町空き家情報台帳（以下「台帳」という。）に登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を所有者等に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報活用制度による利用が適当と認めるものは、当該所有者等に対して、当該制度による登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 前条の規定による空き家の登録申込みを行った所有者等は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(台帳の登録抹消)

第6条 町長は、台帳に登録した空き家の所有権等の異動があったとき、又は所有者等から空き家情報登録の抹消の届け出があったときは、台帳の修正又は抹消を行わなければならない。

(利用希望者の登録)

第7条 空き家情報活用制度による空き家の利用希望者は、日南町空き家利用登録申込書（様式第2号）に誓約書（様式第3号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、台帳に登録するものとする。

(利用希望者に係る登録事項の変更)

第8条 前条の規定により登録を行った空き家利用希望者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(利用希望者の登録抹消)

第9条 町長は、利用希望者が、次の各号のいずれかに該当するときは、台帳の登録を抹消するとともに、その旨を利用希望者に通知するものとする。

(1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき

(2) 登録内容に虚偽があったとき

(3) 利用希望者から台帳の登録抹消の届出があったとき

(4) その他町長が適当でないと認めたとき

(斡旋等)

第10条 町長は必要に応じて、空き家の所有者等及び利用希望者に対して、台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家の所有者等及び利用希望者に対して、空き家に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。

3 契約後のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 第4条第2項及び第7条第2項の規定による台帳に記載された個人情報の取り扱いについては、日南町個人情報保護条例に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。